

第10回 議会改革特別委員会

H25. 6. 12(水) 本会議及び議会運営委員会終了後
第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

1. 議長・副議長の公選制について

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第10回 議会改革特別委員会

H25. 6. 12(水) 本会議及び議会運営委員会終了後

第一委員会室

開 会 15:25

委員長挨拶（委員動静）

委員長

委員動静につきましては、全員出席。議長に出席していただいております。傍聴として木下議員、大谷議員の出席を許可いたします。

1. 議長・副議長の公選制の導入について

委員長

それでは、議長・副議長の公選制の導入について行います。前段、スケジュールのところになりますが、きょう最終的な方針をお示しをし、今のところ予定なのですけれども、会派協議を経ていただいた上で、議会の最終日までにもう一度委員会を開いて、この案件については一定の結論を出したいと考えていますので、説明をさせていただきます。

前回まで1のスケジュール案についてはお示しをしていますが、一部2以降を足したことにより変わっていますので、説明させていただきます。まず、2、立候補等についてどうするかということですが、案としては立候補届け出は行わない、立候補制はとらないということを案とさせていただきます。理由につきましては、この部分は、公職選挙法が適用されないということで、立候補制はとれないということになっており、一番大きな理由としては、法律に基づいた上で行いたいということが1つ。2番目の理由は、仮に仮立候補のようなものをつくったとしても、正式な立候補ではありませんので、投票をその仮立候補者に限定させるということができないということがありますので、立候補制は仮ではあっても、意味をなさないと今のところ判断をしています。それから、立候補制をとらないということから、当然所信表明等は存在しなくなるということになります。それから、3ですが、選挙の執行については、事務局より説明願います。

菊井事務局長

選挙の執行についてですが、一応、会議規則の第24条から第32条までが選挙について規定しています。簡単に言いますと、選挙のとき、議長が選挙の宣告をします。議場の出入り口を閉鎖し、議員数の確定をし、報告します。議員に投票用紙の配付をします。投票箱に何も入っていないことを確認して、職員の点呼の順番に投票をしていただき、投票箱に入れていただきます。その際に開票及び投票の効力ということで、議長と立会人3人ですから、計4人が必要となります。立会人につきましては、議長が指名をすることになっております。あとは、記載台で記載をしていただくこととなります。これが流れでございます。

委員長

ここで注意しなければならないのは、議長選挙のときは、臨時議長ということになります。前回のスケジュール案では、5月7日の第1回臨時会に議席の確定ということが載っておりましたが、通常議長の議員側の議席というのは、現在、一番端に設けていることからわかると思うのですが、つまり、議長と副議長が確定しない限り、その会派の配分が決まらないので、席の確定というのは5月13日ということになります。こういうことを案として、示させていただきます。4の公職選挙法の準用について、事務局より説明願います。

菊井事務局長

公職選挙法が6つ準用されております。公職選挙法第46条第1項に候補者1

人の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければならないということで、要するに1人だけを書いてくださいということです。第46条第4項につきましては、投票用紙には選挙人の氏名を記載してはならない。要するに自分の名前を書いてはいけませんということです。ですから、無記名で書くということです。また、点字投票、代理投票は認められています。あと、無効投票、これは白紙でしたら無効ですとか、他事記載は無効など、そういうものは当然無効ですということになります。それと第95条では、地方公共団体の長と同じですが、基本は選挙における当選人というのは有効投票の最多数を得た者になっております。ただし、有効投票数の4分の1、いわゆる5人以上の得票が必要ということになります。ですから、1票、1票、2票、3票、4票などで、4票が最高だとしても、有効投票数の最多数は4票なのですが、いわゆる4分の1、5人以上の投票がないということで、議長としては確定できず、再度選挙を行うという話になります。

委員長
柴田

説明が終わりました。質疑はありますか。

今の選挙人の氏名を記載してはならないというのは、枠外に名前を書いてはならないということではなくて、自分の名前を投票用紙に書いてはいけないということなのですか。そうすると、立候補の届け出は行わないということは、全員が候補者なのに、投票する時点では選挙人ということには当たらないから、自分の名前も含めて、記載できなかったらおかしいのではないのでしょうか。

菊井事務局長

言葉が足りませんでした。第46条第1項で、候補者1人の名前を自書してくださいということは、ここで例えば、菊井弘志と書いた場合、その横に選挙人ですから自分の名前を書いてはいけないということです。自分で自分に投票することは可能です。

委員長

要するに無記名で投票するということで、自分に投票することは可能だということです。

ほかに質疑はありますか。

窪之内

有効投票の最多数を得たけれども総数の4分の1の票がない場合の選挙方法については、どのように規定されているのでしょうか。

菊井事務局長

法では準用規定がないので、結局、公職選挙法でいきますと当選人がいらないということなので、もう一度選挙を行うということになります。

窪之内

上位2者でとか、そういうことをもし決めるとしたら、この場で決めるということになるのでしょうか。それでなければ同じ結果になる可能性もないわけではないと思いますがいかがでしょうか。

菊井事務局長

それは少し難しいところなのですが、準用はこれしか準用していないので、結局4分の1でなければ、当選にはなれないので、あとはやり方だと思います。もう一度、誰々に何票と結果が出ます。その結果を見て、幾ら自分で名前を書いても、1人しかいなければそれは無理なのだと思って、違う人に入れるという可能性も当然出てくるという可能性もあると思います。また、上位2名と絞ってしまうと、ここで立候補制がとれないということは、暗黙の了解で、上位2名にするということしかありません。上位2名で行いますということは、その時点で再度選挙をします。その人は立候補をしたのですかということになり、微妙かと思います。基本としては、もう一度選挙をやり直すということになります。

委員長

ほかに質疑はありますか。

(なしの声あり)

委員長 もしなければ、この案をもって、会派協議に臨んでいただきたいと思います。今のところ日にちは決まってはいませんが、本定例会中にもう一度委員会を開きたいと思います。この問題については、現任期の議員の中でこういうことが話し合われて、こういう結果になりましたと次に当選された議員の方に正式に引き継ぐ形になりますので、そのことを含みおきいただいて、19日か20日の開催を予定しています。

清水 もっと前に言えばよかったのですが、先ほどの説明のときに、正副議長が決まらなると会派が何とかと言われましたが、その部分が理解できなかったのと、もう一つは、監査委員の選任調整、議会人事割り当て、いわゆる案分とか、どの段階ですか伺います。

委員長 今、後段の質疑に対しては、正副議長が決まった後、案分の整理を議会事務局のほうですと。それに基づいて、第2回の会派協議会を開催するということになっていますので、それでお答えになっていると思います。1点目ですが、現状で言えば、会派が7名、7名、2名、1名、1名となっていると思います。議長の席というのは、議員側の端に設けていますよね。要するに会派の構成、議長を除く構成が決まらなると議席のバランスというか、配分ができないという意味なのです。そういうことで、13日に確定すると。その間の会派協議会で決定するということになります。

清水 今回の議席の考え方はよくわかりました。次に案分表の整理ですが、議会人事会派等割当一覧表については、改選後の会派協議会で、そこから第1回目の協議をするということで、新ルールについて、改選前は一定の話し合いはしないと。そういうような考えでしょうか伺います。

委員長 若干休憩いたします。

休 憩 15 : 36

再 開 15 : 38

委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

今、清水委員の質疑に対して、議長、副議長を入れた案分表を新たに作成をし、その後の会派協議会に委ねるとすることにしたいと考えています。ほかに質疑はありますか。

(なしの声あり)

委員長 このことについての会派協議をよろしくお願いします。次回、それに基づいて議論し、最終的な結論を出したいと考えています。

2. その他について

委員長 委員から何かありますか。

(なしの声あり)

委員長 事務局から何かありますか。

(なしの声あり)

3. 次回委員会の日程について

委員長 次回委員会は、正副委員長に一任いただくことでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長 以上で第10回議会改革特別委員会を閉会します。

閉 会 15 : 40